

「知太政官事」考

竹内, 理三

<https://doi.org/10.15017/2339006>

出版情報 : 史淵. 44, pp.1-18, 1950-08-15. 九州大学文学部
バージョン :
権利関係 :

「知太政官事」考

竹内理三

一

知太政官事は、續紀大寶三年正月壬午（廿日）の條に、

詔三品刑部親王、知太政官事、

とあるのを初見とし、同天平十七年九月壬午（四日）の條に、

知太政官事兼式部卿從二位鈴鹿王薨、高市皇子之子也、

とあるのを最後とする前後四十三年の間行はれた官職である。この間この職についたもの刑部親王・穗積親王・舍人親王・鈴鹿王の四人である。今就任の次第を列擧すれば、

〔續紀〕 大寶三年正月壬午（五）日。詔三品刑部親王知太政官事、

〔公卿補任〕

大寶三年

知太政官事

三品刑部親王

正月廿日任、

或本以知太政官事列大臣之上、天武天皇第九子。

〔續紀〕 慶雲二年五月丙戌（七）日、三品忍壁親王薨、遣使監護喪事、天武天皇之第九皇子也、

「知太政官事」考

〔公卿補任〕慶雲二年九月壬午(五)、詔二品穗積親王知太政官事、

〔續紀〕慶雲二年九月壬午(五)、詔二品穗積親王知太政官事、

〔公卿補任〕慶雲二年九月三日任、天武天皇第二子。

〔續紀〕和銅八年七月丙午(廿七)、知太政官事一品穗積親王薨、遣從四位上石上朝臣豐庭從五位上小野朝臣馬養、

監護喪事、天武天皇之第五皇子也、

〔公卿補任〕和銅八年正月七日叙一品、七月十三日薨、勞十一年、

〔續紀〕養老四年八月甲申(四)、詔以舍人親王爲知太政官事、

〔公卿補任〕養老四年八月四日任、天武天皇第三子、

養老二年正月五日敘一品、四年八月四日甲申、爲知太政官事、年四十五、准大臣、賜內舍人二人大舍人四人衛士卅人

宛行、神龜五年三月廿八日詔書奉行注、三木一品舍人親王列左大臣長屋王上、六月廿二日論奏注、知太政官事

舍人親王書同大臣上、事希有、仍注之、

〔續紀〕天平七年十一月乙丑(十四)、知太政官事一品舍人親王薨、遣從三位鈴鹿王等、監護葬事、其儀准太政大

臣、命王親男女悉會葬處、遣中納言正三位多治比真人懸守等就第宣詔、贈太政大臣、親王天淳中原瀛真人天皇之第

三皇子也、

〔公卿補任〕天平七年十一月十四日乙丑薨、年六十。在官十六年。同廿二日贈太政大

臣。

〔續紀〕 天平九年九月己亥(廿八日)、以從三位鈴鹿王爲知太政官事、

〔公卿補任〕 天平九年 知太政官事 從三位鈴鹿王 九月任、元三木、大藏卿、准大臣、

〔續紀〕 天平十七年九月戊午(四日)、知太政官事兼式部卿從二位鈴鹿王薨、高市皇子之子也、

〔公卿補任〕 天平十七年 知太政官事 從二位鈴鹿王 九月二日薨、在官九年、式部卿、

知太政官事の史上に實現したのは、この鈴鹿王を以て終る。而も知太政官事がこれを以て終結乃至廢止されたのではないことは、延喜式部式に、「凡親王知太政官事者、其季祿准右大臣云々」とあることによつて、少くとも延喜式制定の時分までは、その再現が豫想されてゐたことが知られる。この式文は續紀慶雲三年二月辛巳條に知太政官事二品穗積親王季祿准右大臣給之、とあるのが法文化されたものである。けれども現實には天平十七年の鈴鹿を以て終つてゐる。この官が他の臨時的なものと異つた性格をもつたものであらうことは、半世紀に近い間、絶えずに繼續してゐたこと（中斷されてゐる時期もあるが、それは必ずしも知太政官事の機能の中斷ではなかつたことは、後に述べる）によつてもうかがはれる。然らばこの知太政官事は如何なる性格と意義をもつものであらうか。

北畠親房の職原鈔には、「知太政官事」を以て准大臣とし、准大臣の項において、大寶三年刑部親王を知太政官事とし、聖武朝太政大臣高市親王の三男參議從三位大藏卿鈴鹿王の知太政官事を以て、准大臣の濫觴としてゐる。清原秀賢の頭註には、

昔無准大臣、故不載官位令、大寶三年刑部任知太政官事、是准大臣之義也、故是爲准大臣之始、

としてゐる。然し本來の准大臣と稱するものは、大臣に昇進すべきものが大臣に闕官がないために、これを優遇す

るために特にその地位に補せられたもので、その待遇が三司（三公）に同じといふ意味で儀同三司とも稱した。わが史上には、藤原伊周を初めとしてその例はないではないが希れである。標注職原抄の著者は、このやうな准大臣と知太政官事とは同一視すべからざることを指摘して、

准大臣にもその品くさぐさあり。親王よりなり給ふと、諸王諸臣よりなるとは意別なり。刑部親王は續紀の大寶三年正月に詔……とあり。知字の義はたとへば此抄の下卷に、記録所の上卿辨の事を、可令行記録所之事之由被宣下とある行字の如く、また漢土に領尙書事録尙書事などいへるが如し。かく知太政官事とするは、その徳いまだ太政大臣とすべきに至らざるが故に、しばらく太政大臣に準じて、後日の撰を待給ふものなり。されば刑部の知太政官事は、左右大臣よりも上たる事辯をまたず。

とし、知太政官事を以て徳末だ太政大臣たるにふさはしからぬ親王の、太政大臣に任すべき修業期間に相當する官職であるとした。然しこれも、知太政官事から太政大臣となつた例が一つもない○贈太政大臣は一例だけある。ところからみれば、

正當ではない。刑部親王の大寶三年における年齢は明らかでないが、父天武天皇崩じてすでに十五年以上を經過してゐる。壬申役（AD六七二）には父に従つて吉野から東國に隨行されてゐる。大寶三年（AD七〇三）には太政大臣としてふさわしからぬ年齢では決してない。穗積親王・舍人親王、何れも同様である。皇親が大政大臣になる例は、最初の太政大臣である大友皇子があり、近くは高市皇子がある。知太政官事の諸親王は、これらの先蹤を追はれるべき條件を缺いてはゐなかつた。而も知太政官事たるにとどまつたのは、これが太政大臣に准ずるものといふのではなくて、別個の意味をもつものであることが考へられる。津田左右吉博士は、「令の官制では太政大臣が明かに置か

れてゐながら、其の發布の後には令には見えぬ知太政官事の名を以て皇子が任せられることになつたのも、實際の地位が大臣の職掌に関する令の文字に適合しないからのことではなかつたらうか。太政大臣を置く實際上の必要のあつたことは、この点からも推測せられるので、それは決して「無其人則闕」といふ實際に關係のないものではなかつたのである」とし「日本上代史の研究」第二篇、肥後和男博士は、「大寶令の頒布された後間もなく忍壁(○刑部)親王が知太政官事に任せられ、敢て太政大臣とならなかつたし、以後その制が、聖武天皇の御代までもつづいたのは、この制度(○太政大臣)の位置が次第に高められ、無其人則闕といふほどのものとなつて來たことに伴ふ自然の傾向であつたとすれば」とし、「太政大臣の本官を任ずることなく、知太政官事が引續き任せられる慣例が成立したことは、この官(太政大臣)の位置が次第に高く評價されて來たことを示すものである」とされたが同氏「日本文化」所收「太政大臣について」一〇六頁、果して然るであらうか。

二

元來、太政大臣なる官制がおかれたのは、天智天皇十年正月癸卯(○五)のことである。書紀のこの日の條に、
是日以大友皇子拜太政大臣、以蘇我赤兄臣爲左大臣、以中臣金連爲右大臣、以蘇我果安臣・巨勢人臣・紀大人臣爲
御史大夫、

と見えるのであつて、この太政大臣と御史大夫は大化改新當時の新官制にもないもので、恐らくこの日の翌日に天下に施行されたいわゆる近江令に規定せられたものであることは疑ひないところであらう

坂本太郎博士「大化改新の研究」津田左右吉博士「大化改

新の研究」〔日本上。その職能に關する具体的なことは不明であるが、懷風藻大友皇子の傳によつてこれが「惣百揆」代史の研究〕所收。)

「始親萬機」といふものであつたことが知られる。而してこれが、アスカ時代に於ける東宮の職能と全く一致するものであり、かゝる職能を有する太政大臣の出現は、事實上東宮の從來の職權を悉く奪ひ去るものであり、時の東宮大海人皇子（天武）にとつて致命的な打撃であつたに相違ないとする家永三郎氏の見解は、誠に敬服すべきものがあ

る。同氏「飛鳥朝に於ける攝政政治の。事實、翌日の新令の宣布には、書紀に、
本質」(社會經濟史學八ノ六)

東宮太皇弟奉宣、或本云大友皇子宣命、施行冠位法度之事、大赦天下、

とあつて、本文では東宮奉宣としながら、大友皇子宣命といふ或本をかかげてゐることは注目すべきことであつて、

天武系の人々によつて編纂された書紀が、天武の東宮としての地位を貶し得ずして、東宮奉宣とはしたが、事實は大

友皇子奉宣であつたことを抹殺することができずして、本文と註文になつたのであらう。皇位繼承者としての東宮

の制度は聖德太子によつて創設せられたとしても、前掲家永氏論文、聖德太子の場合も、中大兄皇子の場合も、それが必ず次

の天皇位を約束せられたものでなかつたらしいことは注目すべきことで、むしろ、天武十年に草壁皇子を皇太子とな

し、「因以」萬機を攝せしむと書紀にある東宮の政治上の機能こそ、當時の東宮の本質であつたやうである。(草壁

皇太子も天武崩じて直ちに皇位を繼がず、天武皇后菟野皇女が稱制三年、東宮は皇位につかずして薨じた)。このこ

とは逆に、「奉宣諸政」するものが東宮乃至次の天皇の地位につき得るといふ錯覺をおこす。書紀に天智天皇病重きに臨み、東宮(大海人皇子)

を臥内に引き入れて後事を託したとき、東宮は病と稱して同辭「請奉洪業、付屬太后、令大友王奉宣諸政」とみえる。王申亂も、大津皇子の變も、かうした錯覺が一つの原因とな

つてゐると考へられる。持統天皇は即位の年(持統四年)、新たに淨御原令(天武令)を施行し、高市皇子を太政大臣に任じ、

丹比島真人を右大臣に任じ、併せて八省百寮を選任した。淨御原令における太政大臣・右大臣の任命であることは疑ひないが、その職能については近江令の場合よりも一層よるべきものがない。東宮は定められなかつたが、懷風藻葛野王傳によれば、高市皇子が薨じて後に始めて天皇が東宮のことを群臣に諮つたとあるのをみれば、高市皇子は東宮とはならなかつたけれども、太政大臣たることによつて東宮の萬機を攝行する職能を具へて、自ら東宮の地位におかれたいものであらうとも考へられるところから、皇子の立太子の記事を書紀が漏らしたのであらうといふ説が行はれた。

家永氏前掲論文。皇胤紹運錄頭注に「按章壁薨後高市立爲太子仍稱後皇子尊」とある。

然るに高市皇子も亦皇位につく時を待たずに持統十年七月に薨じた。よつて翌

十一年二月さきの東宮草壁皇子の嫡男珂瑠王子を立て、東宮とし、八月位を讓られた。文武天皇これであり、時に年十五であつた。持統天皇は年五十三である。従來の例からいへば、東宮は相當久しい間天皇の下にあつて萬機を攝行するのがならはしであり、むしろ東宮本來の機能がそこにあつたと思はれることは既に述べた通りであり、立太子の翌月間もなく即位することは全くの異例である。東宮の機能が正しく轉化しつゝあることを示してゐる。後の聖武天皇立太子の場合照參。この異例は、當時に於ても意識されてゐたらしいことは、書紀が特に「天皇定策禁中、禪天皇位於皇太子」と書してゐることによつてもうかがはれる。然らば何故にかゝる異例がひらかれたであらうか。こゝで思ひ出されるのは津田左右吉博士の次の言葉である。

近江令に於いて新に太政大臣を設け太政を總理するものとしたのは、此の點に於いて唐制から離れたのであり、かゝる官職も其の名稱も支那には例の無いものである。帝王を補佐する、もしくは政務を分掌する官を置いて、一人にして大政を統宰するものを設けなかつたのは、思想の上に於いて帝王の獨裁政治であるべき支那の政體から來

てゐることであらうと思はれ、最高の官としては三公九卿といひ又は六卿といひ三師といふやうなものが昔から説かれてゐるのも其の故であらうが、かなり久しい前からの慣例として、天皇が親ら政治の衝に當られなかつたらしい我が國では、太政大臣の必要があつたであらう。中大兄皇子が、事實上、新朝廷の主宰者であつたに拘はらず、長い間天皇の位に即かれなかつたことも、此の意味において注意を要するので、大化から即位までの二十餘年間は、此の皇子は、いはば事實上の太政大臣であつたのである。○同博士前掲書一八三頁

この言葉はわが天皇制の特質をついた卓見であることは、既に家永氏によつて指摘され、同氏によつてアスカ時代の東宮こそ、太政大臣とは別個に太政攝行の職能を有するものであることが明らかにされたのであるが、家永氏、かやうな天皇自身のもつ政治的地位が、文武天皇の若年にして即位した事情に存してゐたと考へられるのである。高市皇子

子の薨後、東宮の地位について皇親の間に不安な空氣のあつたことが、懷風藻の葛野王傳にみえるが、かやうな不安を脱するために、嫡々相承の理を根據として、葛野王傳に、高市皇子薨後皇太后引見王公卿士於禁中、謀立日嗣、時群臣各挾私弟相及、則亂從此興、仰論天心、誰能敢測、然以人事推之、聖嗣首定矣、此外誰敢問然乎、弓削皇子在座、欲有言、王子叱之乃止、皇太后嘉其一言定國、特問授正一位とある。幼弱な珂瑠王子を東宮に立てた。然し東宮に慣行的に附隨する萬機攝行の能力はない。そこで翌月直ちに天皇位につけ、持統天皇が太上天皇となつて萬機を攝行するの地位につかれたやうである。元明天皇即位の宣命に慶雲四年七月壬子續紀

關母威岐藤原宮御宇倭根子天皇丁酉八月○持統十一年爾此食國天下之業乎日並知皇太子○草壁之嫡子今御宇留天皇爾○文

武授賜而並坐而、此天下乎治賜比諧賜岐、是者關母威岐近江大津宮御宇大倭根子天皇乃與天地共長與日月共遠不改

常典止立賜比敷賜留法乎受被賜坐而行賜事止衆被賜而恐美仕奉利豆羅詔命乎衆聞宣、

とあるのはこれを物語つてゐる。文武天皇即位以後大寶三年正月刑部親王を「知太政官事」に任命のあるまで六年間、萬機を攝行すべき職能を有すると思はれるものがおかれなかつたのは、太上天皇たる持統天皇がそれを果されてゐたためであらう。然るに持統上皇は大寶二年十二月廿二日に崩じたので、こゝに政治を攝行すべき人を缺いたので、翌年正月、刑部親王を知太政官事たらしめたものと思はれる。刑部親王は、壬申變には草壁皇子と共に天武天皇に従つて東國に赴いてゐるので、大寶三年には少くとも不惑の齡を越えてゐる筈である。天武十年には詔を奉じて川島皇子・廣瀨王・竹田王と共に帝紀及び上古の事を撰修、文武四年には勅を奉じて藤原不比等と共に律令撰定し、最初の親王號を得た、いはば功臣である。國史の編修にもたづさわり律令制定の總裁ともなつて、その経歴は正しく萬機を攝行するにふさわしい。然るに親王は自ら制定に關係した令に定めてある太政大臣の任につかずして、令制はない「知太政官事」たるにすぎなかつた。刑部親王は慶雲二年五月薨じたので、九月には穗積親王を知太政官事たらしめ、和銅八年（靈龜元年）七月の薨去に至つた。穗積親王は天武天皇第五皇子であり、文武天皇には叔父にあたる。これより先、文武天皇は慶雲四年六月に崩じたが、天皇の皇子首（後の聖武）は年未だ七歳であつたので、萬機を攝行すべき能力なく、文武天皇の母で天智天皇第四皇女である阿倍皇女が萬機を攝行し、ついで皇位についた。これが元明天皇である。和銅七年に至つて首皇子は年十四となつたので元服を加へ東宮となつた。あたかも翌年には知太政官事穗積親王が薨じた七月に、始めて天下の政を行ふたと本朝皇胤紹運録にある。このことを續紀では養老三三年六月元七始行天子政と見える。月丁卯の條にかけてゐるのは誤であらう。皇胤紹運録には、靈正に「知太政官事」の薨じた機會に東宮としての機能を實現したものと考へられないであらうか。然しこれは東宮の年齢から考へて、恐らく前からの東宮に附隨する性格の慣行的なものの形式化したもの

にすぎないであらう。東宮の性格が、文武天皇以來全く變化しながらも、なほ従前の情勢が存してゐたといふべきであらう。この年九月元明天皇は位を東宮の叔母にあたる氷高内親王に譲つた。元正天皇である。その理由は禪位の詔に、

憂勞庶政九載干茲、今精華漸衰、耄期斯倦、深求閑逸、高蹈風雲、釋累遺塵、將同脫屣、因以此神器、欲讓皇太子、而年齒幼稚、未離深宮、庶務多端、一日萬機、一品氷高内親王早叶祥符、夙彰德音、…今傳皇帝位於内親王、

とあるので明らかではあるが、和銅八年七月知太政官事穗積親王薨後、知太政官事を直ちに補充せられなかつたのは、恐らく右大臣藤原不比等をしてその任に當らしめようとされたためであらう。公卿補任によれば、養老二年この前年

までは右大臣の上に左大臣として石上朝臣麻呂があつたので表面化しなかつた。「月日雖被任太政大臣、固辭不受」とあるのは、外に傍證すべきものはないが、後

に惠美押勝を大帥大政大臣に任じた宣命に、「祖父大臣乃明久淨岐心以互御世累互天下申給比朝廷助仕奉利多事乎宇牟我

自彌摩彌念行互挂久毛畏岐聖天皇朝太政大臣互止之仕奉止勅部禮敷々辭備申多夫依互受賜多婆成爾事とみえるから續紀天

四年正月、恐らく信憑できることと思はれる。そしてまたこれが、穗積親王後、知太政官事を補充せられなかつた理由であらう。然るに元正天皇即位五年目の養老四年藤原不比等は薨じた。天武第三皇子舍人親王が知太政官事となつ

たのは、その翌日である。舍人親王は日本書紀編纂の總裁であり、元正天皇には叙父に當る。舍人親王は在官十六年

で、天平七年十一月十四日に薨じ、二十二日太政大臣を贈られた。天平九年高市皇子の第二子鈴鹿王が參議より轉じて知太政官事となり、天平十七年に及んで薨じ、それと共に知太政官事は跡を絶つた。

もともと知太政官事は、初めは官名でもなく職名でもなく、續紀にも詔して太政官の事を知らしむとあつて、詔によつて與へられた政治上の職能である。これが二人目の穗積親王になると「知太政官事一品穗積親王」となつてゐる職名となつてゐる。この關係はあたかも攝政が始め「總攝萬機」(ヨロヅノマツリゴトヲフサネカハラシム) 書紀用
明元年と稱してゐたものが後に攝政といふ職名となつた如く、また初め「關白萬機巨細」する權能から關白といふ一つの職名が生れたと同じである。

知太政官事が最初におかれたのが、大寶令の完成した直後である。最初に任じたのもその制定に干與した親王である。このことから知太政官事の太政官の事は、令制に規定された「太政官」のことであり、「知」はこれを統べることとなる。令制における太政官は、八省諸國を統べて天下の事悉くこの官において決するところである 職原。従つて抄。これを統べることは、從來の太政大臣の職能を果すことになる。然るに令に規定した太政大臣は、唐の三師三公の制に倣つて名譽官とし、「非分掌之職」とした 義、具体的な職能を伴はぬものとなつた。近江令における太政大臣は、大友高市の二例によるに「總百揆」なる職能を有してゐたのであつて、そのため東宮の有する政治的地位と對立し、動もすれば不安な政情をかもし出したので、唐の名譽官である三師三公に比定してしまつたのであらう。而も現實の政治面においては、百官を統ふべき職能を有するものが必要であつたので、こゝに知太政官事が生れたものであらう。その地位については、公卿補任によれば、三品刑部親王は大寶三年には右大臣從二位阿倍朝臣御主人の次にお

き、同四年には前年薨じた阿倍御主人の闕として大納言正三位石上朝臣麻呂が右大臣に轉じ、同日從二位に敘して、また刑部親王の上位に列つてゐる。慶雲二年刑部親王についだ二品穗積親王も、翌年二月「准右大臣皇孫法季祿給之」と定められてゐるまでは、右大臣從二位石上麻呂の下にあり、三年から右大臣の上に列した。和銅元年石上麻呂は左大臣に轉じ、藤原不比

等が右大臣事になつたが、知太政官事の位置は變らない。知太政官事は、養老四年の舍人親王の條に、一品舍人親王は最初の年養老四年には右大臣正二位藤原朝臣不比等の次にあつて、舍人親王の順位によらず、官位の順序によつてゐるのである。翌年から右大臣從二位長屋王の上にある。長屋王は五年正月十一日右大臣に任じた。神

龜五年條の舍人親王の註によると、この年の三月廿八日の詔書の奉行註には、三木一品舍人親王が左大臣長屋王の上に

列し、六月廿三日の論奏には、知太政官事舍人親王が同大臣の上に書してゐるが、これは希有なことであるから之を

注するとある。同じ注は養老四年の舍人親王の條にもみえ、前にその文を引用した。この註は知太政官事について色々問題を提供する。第一に三月二十

八日の詔書奉行注に、三木一品舍人親王とあつたといふこと。この三木とは如何なる意味を有つものであらうか。知

太政官事の地位が參議であるといふことを示すものであらうか。或は單に「參議朝政」にすぎぬことを示すものであ

らうか。これについて思ひ出されるのは、養老五年十月二十四日太上天皇（元明）が病重くなられたとき、時の元正

天皇は、參議從三位藤原房前に詔して、「凡家有沈痼、大小不安、卒喪事故、汝卿房前、當作內臣、計會内外、准勅

施行、輔翼帝業、永寧國家」とあつたことである。參議は未だこの時には正官ではなく、初期の知太政官事と同じ職能をあらはしたものであつた。房前は養老元年十月丁亥（二十一日）に、朝政に參

議すべきことを命ぜられたのである。參議について別機會に詳しく論じて見たい。參議でも、かやうな重要な職能を興へられる當時の慣例としては、これが太政

官の總裁たるべき地位を興へられたこともあり得るであらう。然し、親王の相當官には參議はない。勿論參議は舍外官であるが、後にな

つても親王が參議となつた例は一度もない。親王議政は、延喜式節式に、「凡親王知太

政官事者、其季祿准右大臣、預議政者一品二品准大納言、三品四品准中納言」とある。従つてこれは何らかの誤であらう。第

二に、知太政官事が左大臣の上に列することが希有であるから、之を注するといふこと。これは知太政官事が左大臣より下にあるべしと考へられてゐたことを示してゐる。然し、上野國多胡郡碑では、太政官二品穗積親王左大臣正二位石上尊(○職)右大臣正二位藤原尊(○不)となつてゐるので、當時行はれてゐたことであることは明らかである。胡多碑は和銅四年三月九従つて左大臣の上に列することが希有といふのは、公卿補任の編者の個人的な見解に過ぎない。而日の日付が有る。

も、天平九年参議から知太政官事となつた鈴鹿王は、「准大臣」と公卿補任に註せられながらも、式部卿を兼ね常に右大臣橘諸兄の下に列してゐる。天平九年諸兄は從三位大納言、鈴鹿王は從三位大藏卿、鈴鹿王上位。同十年諸兄右大臣正三位。同十五年諸兄左大臣從一位。鈴鹿王從二位。諸兄の次位。同十七年まで同じ。知太政官事が、官人としての序列の上でかやうな地位におかれたのは、關白や攝政が、その権能の上では太政大臣の上にあるに拘はらず、兩者並存するときは、太政大臣の下に列することがあつたと同様な意味をもつものであらう。その席次は、「知太政官事」たることよりも、位階によつて序列されてゐたやうである。恐らくこれは「知太政官事」が正官でなかつたためであらう。

然らば、刑部親王が最初に、太政大臣たるの資格をもちながら何故に「知太政官事」たるの例をひらかれたのであらうか。これは恐らく、律令制定に參與せられた親王として、令制に規定された太政大臣の性格―則闕之官たる性格を充分理解されて、みだりにつくべき官ではないことを自ら示されたことにあるであらう。而も藤原不比等が屢々この官につくべくすゝめられたといふのも、親王が太政大臣となることによつて生じた悲劇が回顧され、臣下ならば、それをくり返すおそれがないといふことが考へられたのであらう。然し不比等も亦令制定の干係者として、太政大臣の性格を理解してゐたことが、彼をして固辭せしめた所以であらう。官位令には、一品親王は太政大臣、二品親王は左

右大臣と規定してゐるけれども、歴史の上では、令制以後、遂に親王の太政大臣は出現しなかつた。諸王の太政大臣は遂に一回もなく、僅かに左大臣に長屋王天武天皇孫、高市皇子の第一王子、右大臣に神王施基皇子(田原天皇)孫、禰井親王子があるのみで、他は諸王であつても、賜姓して臣下の列に加つて後のことである。臣下は太政大臣たるとも親王は太政大臣たるべからずといふ格が出たわけではないが、歴史は暗々にその原則を示してゐる。(註)こゝに皇親が政治的に特殊な地位におかれたことがうかがわれる。皇親は政治上の「事」を「知」るべくして「行」ふべからざる―即ち職能を有して権能を有せざる地位を興へられたといひ得るのである。この政治的性格は、天皇のそれに近い。而も、「太政官の事」を統べる知太政官事に皇親が任じたことは、「八姓」制定と同じ意味をうかがひ得るのではなからうか。(「八姓」については史(淵四十三輯拙稿参照。)

註

「二中歴」公卿歴、太政大臣の項、大友(天智五皇子、天智十正始置)高市(天武二皇子)道鏡(禪師、天平神護元年三月任同二年十月授法皇歷二年)忠仁 昭宣 貞信 清慎 謙徳 忠義 廉義 兼家 恒徳 御堂 仁義 宇治 二條 信長 大殿(師實)後大(忠實)雅實(源)忠通 實行 宗輔 伊道 清盛 忠雅 基房 兼房 藤師長(安元三三五乙己任……)良經 頼實 公房 公經 良平 兼經 實氏 道光

四

令制實施後、その権能を生きて與へられた最初の人は、天平寶字四年正月四日大保より大師に任じた惠美押勝である。太政大臣が大師と改稱されたのは天平寶字二年である。その宣命では、

乾政官(○太)大臣仁取天仕奉倍人無時波空久置且在官爾阿然今大保方必可仕奉之所念坐世多能遍重天勅止敢未爲止且

辭備申豆良可受賜物奈利祖父(○不)仕奉天麻然有物乎知所毛無久怯久劣岐押勝我得仕奉倍官爾不在、恐止申、可久申

須、皆人仁之辭止申仁依且此官乎授不給止令知流事不得、

とあつて、この宣命には太政大臣の職能については、一言もふれてゐない。たゞ藤原不比等の場合と同様なと思はれることがくり返されてゐるにすぎない。この年の八月押勝は己れに與へられた太政大臣を以て先考武智麻呂及び叔父

房前に贈らんことを請ふた奏狀に「故臣父及叔者、並爲聖代之棟梁、共作明時之羽翼、位已窮高、官尙未足、伏願廻臣所給太師之任、欲讓南北両左大臣(○武智麻呂・房前)者」といひ、これに應じて「贈太政大臣、庶使酬庸之典、垂跡於將來、盡忠於後葉」續とされた。明らかに太政大臣が、榮譽官たることを示して居り、恐らくこれが職員令の期待す

るところであつたであらう。惠美押勝が藤原不比等の總裁として制定した養老令を施行したものであること、従つて令に對する理解が一入深かつたと思はれる。押勝については天平神護元年閏十月二日に任ぜられた道鏡がある。その宣命には「朕師大臣禪師能朕乎守多助賜乎見禮、内外二種乃人等仁置天、

其理仁慈哀天過無久奉仕之米天念保之米可多良比能利多言乎聞仁、是能太政大臣乃官乎授未都流敢多比奈念」續とあつて、僧俗の人人を過ちなく仕へしめることが、太政大臣の官に相當する職掌として示されてゐる。「右師範一人、

儀型四海、經邦論道、變理陰陽」といふ令の規定が、漠然とゆがめられた形において表現されてゐる。ところが天安元年二月右大臣藤原良房が太政大臣に任ぜられたとき、その翌日良房の上つた表文に、「伏以、大臣者允諧百揆、敷

奏萬機、處衡軸之要、爲毀譽所歸」とのべており文德、後に「貞觀之初、命忠仁公爲相、三公爲仁、百官總已」とい

われ本朝文粹四永祚二年三月十七日爲入道、嘗ての太政大臣大友皇子が「總百揆」といわれる權能が復活してゐるのをみ

とめることができる。貞觀十四年七月太政大臣良房が、久しく病んで私第にあるために、大納言源融を左大臣に藤原基經を右大臣にあげて政を行はしめようとした策命にも、「國家之鎮止之天下之政乎齊導岐侍万須太政大臣久病夫私

第爾苦侍末世波、庶政乃擁滯留事毛在叔部依天奈波、最叔部依天奈早や太政大臣は一人の師範ではなく、太政即ち天下の政を

とり行ふ權能を有する大臣としての性格を明瞭にしてゐる。貞觀十一年十一月清和天皇は位を陽成天皇に譲り、右大臣藤原基經に勅して「保輔幼主、攝行天下之政、如忠仁公良房故事」しめたが三代實錄、元慶四年十二月更に太政大臣に

任じた。貞觀十八年には左大臣に源融が居り、基經は攝政となりながら、三代實錄、元慶三年までは、左大臣の下にあつた。その策命には、

右大臣正二位藤原基經朝臣波朕之親舅奈、貴貞心乎持互御世御世與天下政乎相安奈々々比助奉事母久奈、又朕未及初戰之時與輔導崇護供奉禮留禮所母安、因茲掛畏太上天皇乃詔命乎持天攝政乃職爾事與佐治賜利、朕我食國乎平久安久天照之治

開食須故波、此大臣之力奈、而所帶官波攝政乃職爾不相當止、頃年參利大坐都、今掛畏太上天皇乃詔旨爾、職波貴天官波賤波、久年乎歷倍支、太政官乃其人止波、最此卿乎可謂止勅御命母安、掛畏支御命乃任仁上給治給止、去春夏間與仰給大坐而大臣乃懇爾加志許末利辭讓申仁依天、今末延來禮、今畏支本御意早果行倍支物止、仰給不御命母安、故是以

太政大臣官爾上給比治賜久止勅、但攝政之職波今母彌益々爾勤奉仕禮止勅御命乎衆開食止宣、三代實錄

とみえ、その職能が攝政に相當する官として示されてゐる。公卿補任ではこの時を以て開白となつてゐるが、この策命には明らかに攝政であることを示してゐる。基經は太

政大臣を拜辭して受けなかつた。そのため太政官の奏事がとどこほつてしまつたので、公卿議定して、太政大臣の直

慮について庶政を白さしめ、以後例となすとみえる三代實錄。これらのことは、良房の上表にある「允諸百揆、敷奏萬

機」の具體的な機能を示すものである。而も一度び令の法意に立ちかへるとき、そこでは太政官の職掌は抽象的であ

り道徳的であり、具体的でないことは、何としても否定し難いところである。元慶八年五月、文章博士菅原道真・同善淵永貞・助教淨野宮雄・中原月雄・少外記大藏善行・明法博士凡春宗・大内記菅野惟尙・明法博士忌部滯繼等を召して、太政大臣の職掌の有無と、唐の何官に相當するかを勅奏せしめたところ、諸説一様に、太政官は分掌するところはないが、なほ職事官であるといふところにほど一致した^{三代}實錄。而も具体的な職掌については結論を得ることができず、翌月基經に賜つた宣命にも、

太政大臣藤原朝臣(○基)先御世々々利天下乎濟助介、朝政乎總攝奉仕利、爲國家建大義、爲社稷立忠謀天、不意外爾萬機之政乎朕身爾授任天、存閑退之心、執高讓之節、朕聞定策之勳自古先錄、又賞不踰月、是政之先毛止聞食須、大臣功績既高天、古之伊霍毛與り乃祖淡海公叔父美濃公(○良)與り益利、朕將議其賞爾、大臣素懷謙挹心、必固辭退天、

政事若壅世無加止也々美思保之天、本官乃任爾其職行止牟保之天、所司爾令勸爾、師範訓導乃美爾波非介り、内外之政無不統久倍加利、假使爾無所職久可有毛久止、朕耳目腹心邇所侍奈禮波、特分朕憂毛思乎、自今日官廳爾坐天就天萬政領行比、入輔朕躬、出總百官之倍、應奏之事應下之事、必先諮稟與、朕將垂拱而仰成、○三代實錄

とあり、令制への反省は、たとへ「所司の勘申によれば、道徳的な師範訓導ばかりでなく、内外の政統べきるはなき」ものであるとされても、やはり「假使爾無所職久可有毛久止」といはざるを得なかつたのである。従つて良房が「百官總已」の権能を行使したにしても、それは具体的な職能を超えたものである。この時基經は既に太政大臣に任じて四年を経てゐるのに、更めてその職能を検討しなければならなかつたところに、太政大臣の殊特な性格がある。而も「應奏之事應下之事、必先諮稟與」といふのは、後の關白職の職掌である。關白職の濫觴とされてゐる仁和三年

十一月基經に與へられた詔に、

嗚呼三代攝政、一心輸忠、先帝聖明、仰其攝錄、朕之冲眇、重以孤筑、其萬機巨細、百官總已、皆關白於太政大臣、

然後奏下、一如舊事、○政事要略三十

とあるが、これに對する基經の上表は、「太政大臣辭攝政表」と題せられ、その辭する事柄は「萬機巨細、關白於臣者、再三揣已、遂知不堪」といふのであり、その勅答には、「披而讀之、有辭攝政」とあつて政事要略三十、關白すること

は攝政することである。關白と攝政は同義異語にすぎない。後には、「攝政即天子也、因之所書也」○宸筆、關白惟百

官總已、猶在臣位、理不可之、未見關白書宸筆宣命之例」といわれて台記仁平元年三月一日條、攝政と關白とは峻別されたけれども、當初にあつては、關白と攝政とは殆んど區別されなかつたことは注目されてよい。而もこのとき基經に與へら

れた勅答の中に、「宜以阿衡之任、爲卿之任」とある句があつたところから、有名な阿衡の紛議が起つたのである

が、その発端が「阿衡者殷世三公官名、三公者坐而論道、無所典職」とする學說によつたことも、この時期における

攝政・關白・太政大臣三公に擬せらるの三者の不可分の干係を示すものである。寧ろこの基經の攝政となり太政大臣とな

り關白となつた経過は、令制の法意においては余りに抽象的な太政大臣官の具体的な職掌として、攝政・關白が成立

して行つたものであることがうかがはれるのである。